

三条市教育基本方針

I 教育基本方針策定の趣旨

教育基本法では、教育の目的を「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」としています。

現在の社会は、都市化や核家族化が進み、地域社会の連帯感は次第に希薄となり、また国際化や情報化の進展により、様々な面で、国際的な摩擦や競争も生じています。さらに、今日、地球環境問題、エネルギー問題など地球規模で解決を考えなければならない人類の生存を脅かす問題も生じてきております。しかも、今後、かつて経験したことのないような少子・高齢化社会を迎えることが確実と見られており、いわばこれからの社会は、先行きが不透明で、変化の激しい時代といえます。このような危機的な状況の解決やこれらの変化に対応し乗り越えるための教育の在り方を積極的に模索していく必要があります。

こうした情勢を背景に、学習指導要領では、一人ひとりが豊かな人間性を培い、生涯にわたって学び続ける意欲を養うなどの「生きる力」を育むことが提言され、国際的視野に立ち、社会経済の進展や文化の継承発展に寄与できる人材の育成が求められています。

三条市でも市町村合併以来、基本目標「ものづくり、ひとづくり、まちづくり」のもと、子どもたちに、将来にわたって様々な人たちと良好な人間関係を築き、力強く困難に立ち向かい、心豊かな社会生活を送るための「生きる力」の基盤を育むために、他市町村に先駆け小中一貫教育を推進してきました。さらに、一人ひとりの個性や創造力を伸ばす質の高い教育機会の充実に努めてきました。このことにより、中1ギャップの解消等の課題解決に着実に成果を上げるとともに、自分の夢や目標をかなえ、各種分野で活躍する人材が育ってきています。この豊かな教育環境を将来にわたって持続可能なものとし、三条市の未来を創る魅力ある教育を実現するため基本方針を策定します。

II 教育基本方針の構成と計画期間

基本方針は、策定の趣旨を達成するための「基本目標」と、それを実現するための「5つの基本方針と18の指標」で構成し、期間は平成27年度から平成34年度までの8年間とします。

Ⅲ 基本目標

「ふるさと三条を誇りとし 夢を紡ぐ ひとづくり」

子どもたちが自分たちの生まれ育った郷土を愛し誇りに思えることが、実社会をたくましく生きるための自信のよりどころとなります。そのためには、三条市の自然や歴史、文化や産業などに対する理解を深めることを通じて、そのすばらしさを次世代に継承していくことが大切です。

まちづくりはひとづくりからです。三条市に住みたい、住み続けたいと人々が集い、日々の生活の中で、それぞれが将来の夢を描き、三条市の様々な教育資源を活用し、夢を紡ぎ続けられる魅力ある教育の振興に取り組みます。

そのため、幼保を含め小中一貫教育を深化・発展させることで子どもたちが「生きる力」を身に付け、次代の三条市を担い、当市から世界へと羽ばたける質の高い教育環境づくりを進めます。

また、「地域の子どもは地域で育てる」の視点で、子どもたちを中心に人々が集う地域コミュニティの活性化を実現するとともに、子どもたちが安心して学べる環境づくりを学校と家庭、地域が一丸となって進めます。さらに、学校教育と社会教育が連携し、大人も子どもも学び合い、一人ひとりが輝き、自分の夢や生きがいを持てる生涯学習社会の実現を図ります。

Ⅳ 5つの基本方針と18の指標

1 未来を拓き、力強く生きるための学校教育の充実

～志を持ち、未来を切り拓き、自立する子どもを育む小中一貫教育の推進～

小中一貫教育を深化・発展させ、学校運営の改善に資する教育システムの構築を図るとともに、学校・家庭・地域が協働して開かれた学校づくりを進めます。

また、教育センターの研修を充実させ教職員の資質・指導力の向上を図ることや、小中一貫教育を軸とすることで、「確かな学力」や「豊かな人間性と社会性」、「たくましく生きるための健康や体力」など知・徳・体バランスの取れた「生きる力」を育み、未来への夢や目標を持ってたくましく自立できる児童生徒を育てます。

- (1) 学校運営改善システムの構築
- (2) 開かれた学校づくり
- (3) 教職員の資質や指導力の向上
- (4) 確かな学力の育成
- (5) 豊かな心を育む心の教育と体験活動の充実
- (6) 健やかな体を育む健康教育、体力向上の取組の推進

2 社会の進展に対応した教育の推進

～社会のニーズに応える魅力ある教育機会の提供～

情報化、グローバル化など社会の進展に的確に対応するため、ＩＣＴの活用や外国語教育の推進を図り、情報活用能力や確かなコミュニケーション能力等を育成します。また、これまで取り組んできた「ものづくり教育」など三条市の良さや伝統を生かした教育や防災教育、食育といった当市の特色ある教育活動を発展させ郷土を誇りに思い、愛する気持ちを育てます。さらに一人ひとりの個に応じた特別支援教育や意欲、可能性に応えられる学校外における学びの機会を充実させます。

- (1) ＩＣＴ、グローバル化に対応した教育の推進
- (2) 市民性を高める教育の推進
- (3) 社会で自立するための特別支援教育の充実
- (4) 学校外における学びの機会の充実

3 学び続ける生涯学習・スポーツ環境づくり

～学び合いで広がる心豊かなひとづくり～

学校教育と社会教育の連携を進め、生涯にわたり、いつでも、どこでも、だれでも学習機会を選択し、身近なところで学習・文化・スポーツ活動に親しみ、仲間とともに豊かで「健幸」な生きがいのある生活を送ることのできる生涯学習・生涯スポーツを推進します。

- (1) 生涯にわたる学習機会の充実
- (2) 魅力ある多様な学習活動の充実
- (3) 生涯学習支援体制の整備
- (4) スポーツ活動の充実

4 生きる力の基礎を育てる幼児教育の充実

～教育の効果を確かにする人間形成の基礎づくり～

幼児教育内容の充実や幼保小接続期モデルプログラムの充実等を図り「小１プロブレム」を予防し、あわせて、保育士等の能力や専門性の向上を図ることで、子どもの育ちや学びの連続性ある幼児教育を推進します。

- (1) 幼児教育内容の充実
- (2) 幼保小連携の推進

(3) 家庭への支援の充実

5 教育の充実を図る環境の整備

～安心・安全で充実した教育活動を支える、夢をかなえる環境づくり～

望ましい教育環境を将来にわたって維持し続けていくため、公立小学校の計画的な統廃合に取り組みながら、子どもたちが安心・安全で、心身ともに健やかに成長できる教育環境の整備を進めます。また、そのほかの教育施設についても老朽化対策など必要な検討を行い、市民の教育活動を支援します。

(1) 豊かな教育活動を支える環境の整備